

消費生活相談



「権利を譲って」
勧誘電話に注意！

「自宅に『あなたの名前が、市内に建設中の高齢者施設入居権利者名簿にある。震災で被災した人にその権利を譲ってください』との電話があった。被災者

の役に立つならと思いましたが、不安を感じる」という相談が寄せられました。相談者が不安を感じたのは、取引がない大手金融機関を名乗ったこと、入居の申し込みはしていないこと、丁寧な口調で震災の話がされ、焦ってその場で返事をしたこと、今後自宅にパンフレットが届き、その説明に来ることなどでした。このような内容の電話は、悪質業者からのものです。書類が届いた後、自宅を訪問した業者からさまざまなおまじな説明があり、最初に言われていなかった金銭の支払いを求められます。

「権利を譲ってほしい」「権利を高額で買い取る」などの話や、パンフレットの記載をそのまま信用してはいけません。自宅で話を聞くと断りにくくなります。勧誘の手口がますます巧妙になっていきます。同様の電話には、「興味はありません」「失礼します」と言って電話を切りましょう。

事業者からの話をうのみにせず、おかしいと思ったら消費生活センターにご連絡ください。

【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局

0077